

高齢者のための在宅福祉サービス

問い合わせ：高齢者いきがい課高齢者いきがい担当・TEL内線2551

●要介護高齢者等手当支給

要介護高齢者と、その介護者に手当を支給します。

対象：市内に住所がある65歳以上の要介護高齢者（要介護3～要介護5の認定者。ただし、介護保険施設などに入所している場合を除く）とその介護者（現在、実際に要介護高齢者を毎日介護している）

*入院している場合は、お尋ねください。

支給額：要介護高齢者Ⅱ月額六千円 ▼介護者Ⅱ月額六千五百円

必要書類：要介護高齢者と介護者の預金口座（郵便局を除く）がわかる物

●紙おむつ給付
月額五千円の範囲内で紙おむつを給付します。

対象：市内に住所がある65歳以上の在宅の要介護高齢者（要介護1～要介護5の認定者）で、失禁の状態があり、排せつの介助が必要な

方（貸しおむつ事業との併用不可）
費用：無料
*申請を受理した翌月から支給。

貸しおむつ事業との併用不可）

費用：無料

*申請を受理した翌月から支給。

●貸しおむつ

一日につき、さらしの場合には二十四枚、ドビー織りの場合は十二枚まで、布おむつを貸与します。

対象：市内に住所がある65歳以上の在宅の要介護高齢者（要介護1～要介護5の認定者）で、失禁の状態があり、排せつの介助が必要な

方（紙おむつ給付事業との併用不可）
費用：無料
*申請を受理した翌月から支給。

●配食サービス（食の自立支援事業）
一日一食（昼または夕）、週四食まで、調理された食事を自宅に届けるとともに、安否を確認します。

対象：市内に住所がある在宅

の65歳以上で、次の要件を満たしている方
①65歳以上で構成されている世帯に属している
②老衰・心身の障害・傷病により、自分で調理することが困難
費用：一食当たり三百円
*居住地により業者が異なります。
*利用の際、訪問調査を行います。

訪問美容サービス
市内の理容師や美容師が在宅高齢者の自宅を訪問し、調髪などのサービスを提供します。

対象：市内に住所がある在宅の65歳以上で、高齢による身体機能の低下や病気などにより、理容店や美容院へ行くことが困難な方（要支援1・要支援2または要介護1～要介護5の認定者）

費用：一回当たり二千円（調髪またはカットのみの場合）

利用回数：年度内四回（申請月により回数異なります）

●家族介護慰労金

要介護4または要介護5の認定を受けている介護保険被保険者を、現在主として在宅で介護している家族に慰労金を支給します。

対象：次の要件をすべて満たしている家族
①要介護4または要介護5と認定された有効期間において、継続して一年間、介護保険のサービス（年通算七日以内の短期入所サービスの利用を除く）および老人保健法に定める訪問看護を利用していない（ただし、連続三か月を超える長期入院があった場合には、入院前後の在宅期間を合わせて一年間とする）

②要介護高齢者および家族のいずれも市民税が非課税
支給額：年間十万円
*要介護高齢者等手当と重複利用可。

日常生活用具給付等
日常生活用具を給付・貸与します。

給付（自動消火器・火災警報器・電磁調理器）
対象：自動消火器・火災警報器Ⅱ市内に住所がある65歳以上で、在宅の要介護高齢者（要介護1～要介護5の認定者）および一人暮らしの方 ▼電磁調理器Ⅱ市内に住所がある65歳以上で在宅の一人暮らしの方
費用：生計中心者の所得状況により自己負担あり
貸与（電話）
対象：市内に住所がある所得税非課税の65歳以上の一人暮らしの方
必要書類：生計中心者の所得税額を確認できる書類（源泉徴収票または確定申告書の写し）
*電話の場合、基本使用料のみ市が負担します。

緊急通報システム
緊急事態発生時に消防局へ

緊急事態発生時に消防局へ

通報できる装置を貸与し
ます。

対象：おおむね65歳以上の一人暮らし（日中など、おおむね8時間以上一人暮らしとなる方を含む）で、慢性疾患により常時注意を要し、使用できる電話がある方

費用：設置工事料は無料（ただし、日中など一人暮らしとなる世帯の生計中心者の前年分所得税が課税の場合、一部自己負担。また、電話回線の基本料金・通話料金は自己負担）

*申請を受理した翌月末に設置します。

●生きがい活動支援通所
施設への通所により、創作・趣味活動やレクリエーションなど、生きがい活動を支

援するためのサービスを提供します（送迎・給食あり、入浴なし）。

対象：市内に住所があり、介護保険の対象とならない65歳以上で、家に閉じこもりがちなる方

費用：一日六百円
利用回数：週一回

利用施設：総合福祉センター・オアシス▼霞ヶ関東デイスター▼西後楽会館デイスター▼センター

*住んでいる地域により、利用施設を決定します。

●生活管理指導員等派遣

生活管理指導員などを派遣し、支援・指導を行います。

対象：市内に住所があり、介護保険の対象とならない65歳以上で、日常生活を営む

ことが困難な方

費用：所得税額により異なる
利用回数：週一回一時間以内

●生活管理指導短期宿泊
施設への短期宿泊による、日常生活の支援・指導を行います。

対象：市内に住所があり、介護保険の対象とならない65歳以上で、基本的な生活習慣が欠如している方

費用：一日千七百三十円
利用回数：年度内七日
利用施設：養護老人ホーム・やまぶき荘

●寝具丸洗い
年一回寝具の丸洗い（年末ごろ実施）を行います。

対象：市内に住所がある65歳以上で在宅の要介護高齢者等手当を受給している方および一人暮らし高齢者のう

ち、前年分所得税が非課税世帯の方

費用：無料
*毎年十一月十日発行の広報川越に、申請方法を掲載しています。

●寝具乾燥
年度内十回までの定期的な寝具の乾燥を行います。

対象：市内に住所がある65歳以上で在宅の要介護高齢者等手当を受給している方のうち、前年分所得税が非課税世帯の方

費用：無料
●託老
養護老人ホーム・やまぶき荘で、食事サービス・生活指導などを週五日（土・日曜日、祝日などを除く）まで利用できます。

対象：市内に住所がある65歳

以上（要支援1・要支援2または要介護1の認定者）で、家族が労働または疾病などの理由により在宅での日中の養護が困難な方（ただし、週三日以上利用し、家族による送迎ができること）

費用：一日千円
●徘徊高齢者家族支援サービス
「徘徊探知システム」の利用に係る経費の一部を助成します。

対象：市内に住所がある65歳以上の徘徊高齢者を居宅で介護している家族

種類：GPS方式
助成額：申込料〓全額▼機器の月額使用料〓二分の一（限度額二千円）

高校野球春季大会 期間中の 交通規制のお知らせ

大会期間中は、球場周辺の混雑が予想されるため、交通規制が行われます。規制区域は下図のとおりです。なお、大会期間中は市民グラウンドが臨時駐車場となります。

期間…4月25日(水)～28日(土)



交通規制〓午前八時～午後五時

問い合わせ…公園管理事務所・TEL222-1301
試合結果について=初雁球場・TEL222-4908

福祉タクシー券を交付しました

身体障害者手帳一級・二級または療育手帳㊦・Aの交付を受けている在宅の方へ、福祉タクシー券を送付しました。該当する方で、受け取っていない場合は、問い合わせのうえ、手帳と印鑑を持って障害者福祉課（本庁舎一階）へ申し込んでください。

問い合わせ：障害者福祉課福祉サービス担当
TEL内線2545